



君津市中小企業者等テレワーク 導入支援補助金 - 申請要領 -

<申請受付期間>

令和2年11月16日（月）～令和3年2月28日（日）まで

君津市役所経済振興課

【電 話】 0439-56-1531

【メー ル】 keizai@city.kimitsu.lg.jp

目 次

I	補助金の概要	
1	趣旨	2
2	補助金額	2
II	対象要件	2
III	補助対象となる経費	4
IV	申請手続き	
1	問い合わせ先	4
2	申請書の提出	5
	申請書類	6
	記載例	7
3	支給までの流れ	13
V	その他留意事項	13
	(別紙) 暴力団排除に関する規定 (II 対象要件 (7) 関係)	14

I 補助金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するとともに、個々の事情に応じた多様な柔軟な働き方を推進するため実施するもの。

2 補助金額

II の対象要件を満たす中小企業者等が支払った補助対象経費（税抜価格）の 2 / 3（上限 40 万円、千円未満切捨て）を補助します。なお、申請は1 事業者につき 1 回限りとなります。

- ※ 「事業者」は、従業員及び設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。
- ※ III の品目に対し、君津市以外から補助金が出ている場合は、それを差し引いた金額が補助対象経費となります。

II 対象要件

下記の 6 つの要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項における会社及び個人^{※1}（以下、中小企業者という。）、弁護士法に規定する弁護士法人、公認会計士法に規定する監査法人、税理士法に規定する税理士法人、行政書士法に規定する行政書士法人、司法書士法に規定する司法書士法人、弁理士法に規定する特許業務法人、社会保険労務士法に規定する社会保険労務士法人及び土地家屋調査士法に規定する土地家屋調査士法人のいずれかに該当すること。

※1 中小企業者の範囲（中小企業基本法による定義）

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 卸売業	1億円以下	100人以下
② 小売業	5,000万円以下	50人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 製造業、建設業、運輸業 その他業種（①～③を除く）	3億円以下	300人以下

注 中小企業基本法に基づかない法人についても上記の表に準じる。

- (2) 君津市産業支援センター（きみつの未来活力支援センター）において、テレワーク環境の構築に関して相談し、かつ、承認を得ていること。
- (3) 君津市内に事務所等を有していること。
- (4) テレワークを導入しようとする市内の事務所等に常時使用する従業員が5名以上勤務していること。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 事業内容が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類するものでないこと。
- (7) 「暴力団排除に関する規定」（p 14 参照）を遵守していること。また、本件について千葉県警察本部に照会することについて予め承諾すること。

Ⅲ 補助対象となる経費

令和2年10月以降に、テレワークを導入するために購入した物品等の経費（消費税及び地方消費税を除く。）とし、その対象品目は以下のとおり。

区分	補助対象経費
備品購入費	端末機器及びその周辺機器並びにソフトウェアその他のテレワークを導入するために必要な備品等の購入費（端末機器の更新のみの場合は除く。）
委託費	機器の設置、導入時運用サポート、保守等に係る委託費
賃借料	機器のリース料
利用料	コミュニケーションツール、セキュリティソフト、グループウェア等の利用料

- 1 上記経費であっても、自社内部の取引によるものは対象外とします。
- 2 この要綱に基づく補助金以外の補助金の交付を受けている場合は、補助対象経費から当該補助額を控除するものとする。
- 3 単価が10万円を超えるものについては、10万円として算定する。
- 4 支払が複数月に渡るものについては、3か月分までを補助の対象とする。

※物品等の購入や発注は可能な限り君津市内の事業者へ行ってください。

Ⅳ 申請手続き

1 問い合わせ先

◆制度全般に関すること：君津市経済振興課

【電話】 0439-56-1531

【メール】 keizai@city.kimitsu.lg.jp

◆テレワーク環境構築の事前相談：君津市産業支援センター

（きみつの未来活力支援センター）

【電話】 0439-50-8111

2 申請書の提出

(1) 申請受付期間

令和2年11月16日（月）から令和3年2月28日（日）まで

(2) 申請受付方法

原則、郵送での申請受付とします。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行いません。ご不明な点は電話またはメールにて対応させていただきます。

申請書類送付先

申請書類を以下の宛先に郵送してください。（2月28日（日）の消印有効）

【宛先】〒299-1192 君津市久保2-13-1

君津市役所経済振興課 テレワーク補助金 担当

(3) 申請書類の入手方法

以下の方法で本補助金にかかる申請書等を入手できます。

【電子データによる入手】

君津市HPよりダウンロードすることができます。

【紙ベースによる入手】

以下の関係機関で配布しています。

- ① 市役所（4階経済振興課）
- ② 各行政センター
- ③ 君津商工会議所

※申請受付窓口は設置しませんので、内容のお問合せは市役所経済振興課にお願いします。

(4) 申請書類

以下の点に留意して申請書類を提出してください。

- ・必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
- ・申請書類の返却はいたしません。

	申請書類一覧	チェック
①	君津市中小企業者等テレワーク導入支援補助金交付申請書 (第1号様式) (p7参照)	<input type="checkbox"/>
②	事業実施計画書(第2号様式) (p8参照)	<input type="checkbox"/>
③	テレワーク環境構築図 ※事前に君津市産業支援センター(きみつの未来活力支援センター)に相談し、承認を得ること	<input type="checkbox"/>
④	公的身分証明書の写し (p10参照) (個人)運転免許証・マイナンバーカード等 (法人)登記事項証明書・定款の写し等	<input type="checkbox"/>
⑤	市内で事業を行っていることがわかる書類 (営業許可証等・店のチラシ・事業所の外観写真と位置図等) ※テレワークを導入する事業所所在地が④の書類で確認できない場合のみ	<input type="checkbox"/>
⑥	誓約書 (p11参照)	<input type="checkbox"/>
⑦	市税の滞納がないことの証明書 (p12参照) ※指定の様式を市納税課に持参し、証明書を発行すること	<input type="checkbox"/>

① 君津市中小企業等感染防止対策補助金交付申請書

記載例

君津市中小企業者等テレワーク導入支援補助金交付申請書

令和 2 年 1 1 月 2 0 日

君津市長 石井宏子 様

住所又は所在地 君津市久保 2 - 1 3 - 1

申請者 氏名又は名称 有限会社 君津部品

代表者氏名 代表取締役社長 君津太郎 (印)

君津市中小企業者等テレワーク導入支援補助金の交付を受けたいので、君津市中小企業者等テレワーク導入支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額 400,000 円

2 申請者概要

業種	製造業	従業員数 (会社全体)		15 人
資本金又は 出資の総額	300 万円	担当者	氏名	君津 次郎
			電話番号	0439-56-1531

② 事業実施計画書

記載例

事業実施計画書

1 事業実施期間

事業の実施期間	(着手)	(完了)
	<input checked="" type="checkbox"/> 交付決定日	～ 令和3年1月31日
	<input type="checkbox"/> 年 月 日	

2 テレワーク導入実施計画

他の補助金の有無	有（補助金の名称： ）・ <input type="checkbox"/> 無		
テレワークを導入する事業所所在地	君津市久保2-13-1		
テレワークを導入する事業所に常勤する従業員人数	15人	テレワークを実施する人数と頻度	3人 (1人当たり) <input type="checkbox"/> 週・月 3回
事業の内容	<p>1 自社の現状と主な業務内容※具体的に記載してください。 当社は〇〇年より市内で製造業を営んでおり、主に自動車部品の製造を事業の中核としつつ、電動工具の部品など、多品種小ロットの金属製品の部品製造を行っている。</p> <p>2 テレワークで実施する予定の業務について※導入するサービスや機器の利用方法、人数等が分かるよう、具体的に記載してください。 当社では3名の社員が営業兼設計業務に携わっており、現状では顧客との商談を直接出向いて対面で行い、会社にて顧客の要望する内容に合わせた設計を行っている。そこでコミュニケーションツールと設計業務ソフトウェアを導入し、これまで対面で行っていた営業をオンラインで行い、会社で行っていた設計業務を在宅で実施できるようにしたい。</p> <p>3 テレワーク導入により期待される効果と目標値について 営業時の移動時間短縮により新規顧客獲得増 在宅勤務による労働生産性の向上</p> <p>目標値 新規顧客獲得数 前年比〇〇%増 労働生産性の向上 前年比〇〇%増</p>		

3 テレワーク導入に係る経費内訳

区分	製品・サービス名	規格（型番）	数量 （単位）	単価 （円）	計（円）
	設置場所	製品・サービスのURL			
備品購入費	ノートPC	UD-100XS.	3	92,000 円	276,000 円
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所 <input checked="" type="checkbox"/> 従業員宅	https://○○○○○○○			
	○○ソフト		3	84,000 円	252,000 円
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 従業員宅	https://○○○○○○○			
	指紋認証装置	PL5300-S	3	12,000 円	36,000 円
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所 <input checked="" type="checkbox"/> 従業員宅	https://○○○○○○○			
	<input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 従業員宅				
	<input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 従業員宅				
	<input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 従業員宅				
	<input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 従業員宅				
委託費					
賃借料					
利用料	○○サービス	https://○○○○○○○	3	5,200 円 （月額）	46,800 円 （3か月分）
合 計					610,800 円

④ 公的身分証明書の写し（個人）

本人確認書類は、下記の（ア）から（エ）のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。

- （ア）運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- （イ）個人番号カード（オモテ面のみ）
- （ウ）写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- （エ）在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。なお、（ア）から（エ）を保有していない場合は、（オ）又は（カ）で代替することができるものとします。

（オ）住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方

（カ）住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方

※健康保険証については被保険者等記号・番号を塗りつぶしたものをご提出ください。



⑥ 誓約書

第3号様式（第7条第1項第6号）

誓約書

私は、君津市中小企業者等テレワーク導入支援補助金の申請をするに当たり、下記の内容について、誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、君津市中小企業者等テレワーク導入支援補助金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- 1 申請要件を満たしています。また、申請内容に虚偽はありません。
- 2 私は、君津市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないこと（法人の代表者にあつては、当該法人が君津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団に該当せず、将来においても該当しないこと）を誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、君津市が千葉県警察本部長に照会することについて承諾します。
- 3 君津市から申請の内容について検査又は報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 4 君津市中小企業者等テレワーク導入支援補助金の申請にあたり、取得した物品について、目的外での使用及び譲渡を行いません。

令和2年11月20日

君津市長 様

住所又は所在地 君津市久保2-13-1

氏名又は名称 有限会社 君津部品

代表者氏名 代表取締役社長 君津太郎

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

③ 市税の滞納がないことの証明書

証 明 願

年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

印

電 話 番 号

君津市中小企業者等テレワーク導入支援補助金の交付申請に必要ですので、証明日において、市税の納付状況を証明願います。

住所又は所在地	
氏名又は名称及び代表者氏名	

上記の者は、証明日において市税を〔 滞納していないこと
課税されていないこと 〕を証明します。

年 月 日

千葉県君津市長

印

3 支給までの流れ

申請書を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められたときは、交付決定通知書を発送いたします。交付決定以降の流れは以下のとおりです。

○君津市産業支援センター（きみつの未来活力支援センター）で承認された
テレワーク環境の整備（事業者）

↓

○実績報告書・領収書等の写し・現場写真の提出（事業者→市）

↓

○実績報告の確認、補助金確定通知書（市→事業者）

↓

○交付請求書の提出（事業者→市）

↓

○補助金の振り込み（市→事業者）

V その他留意事項

- （1）本補助金の決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、補助金を返金するとともに、加算金を支払うこととなります。
- （2）市は必要に応じて、申請内容の状況について調査する場合があります。その場合、支給対象者は市に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- （3）支給対象者は、本補助金の申請にかかる書類一式について、帳簿及び全ての証拠書類を備えておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類を令和2年度から5年間、保存しておかなければなりません。

暴力団排除に関する規定（Ⅱ対象要件（7）関係）

（別紙）

支給を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
 - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
 - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

上記内容に該当しないことを確認するため、君津市が千葉県警察本部に照会することについて承諾していただくことが申請条件となります。